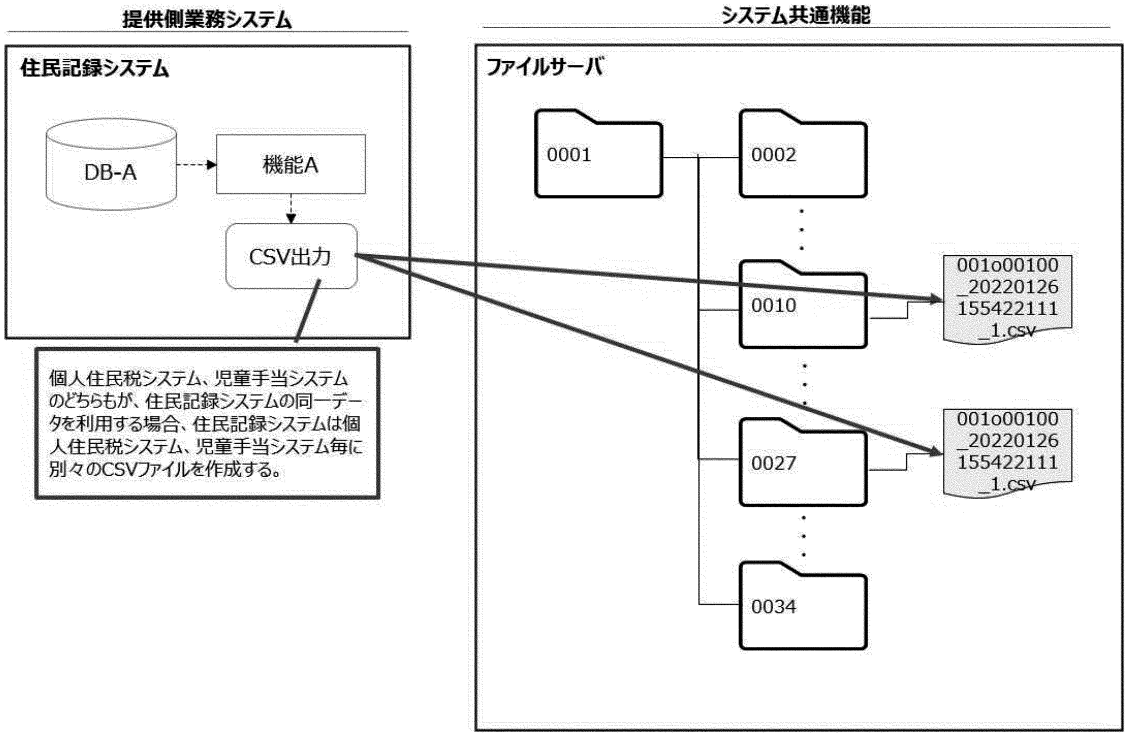


図 3-2　連携ファイル作成単位

②　データが０件の場合もヘッダ行のみの連携ファイルを出力すること。

3.3.4. 連携ファイル格納方法

①　提供側業務システムは、ファイルサーバ上の、提供側業務システムのフォルダ配下の利用側業務システムのサブフォルダに連携ファイルを格納すること。

例）住民記録システムが児童手当システムへ提供する場合は、住民基本台帳フォルダ配下の児童手当サブフォルダに格納する。児童手当システムは、住民基本台帳フォルダ配下の児童手当サブフォルダを参照し、ファイル取込を行う。